

# 田辺三菱製薬株式会社 田辺三菱製薬健康保険組合

## 保健事業に関するコラボヘルス推進のお知らせ

### はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

現在、会社と健康保険組合では共同して定期健診および疾病予防検診を同時実施、今年度より人間ドックの定期健診代替化を共同実施し、健診データを共同利用しています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業を実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

#### (参考)個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

### 事業目的および内容

生活習慣病の予防を目的に下記①②の事業を実施します。

#### ①健診結果情報の共有による分析および事後フォロー

共同利用するデータ: 氏名、年齢、性別、電話番号、e-mail アドレス等の他、会社が実施する定期健診、健保組合が実施する特定健康診査、疾病予防検診、人間ドック等の検査値

#### ②高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ: 生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報(例: 血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等)

※病歴等の情報は含まれません

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。生活習慣病は、(1)自覚症状がないまま進行すること、(2)長年の生活習慣に起因すること、(3)疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリスクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

▽生活習慣病についての詳細はこちら(スマート・ライフ・プロジェクトの生活習慣病解説ページにリンクしています)生活習慣病を知ろう！<http://www.smartlife.go.jp/disease/>

## 共同利用する者の範囲

■ 会社／人事部健康推進グループ内の産業医・産業保健スタッフ

(責任者)人事部健康推進グループマネジャー TEL:06-6205-5082

健保組合／保健事業担当役職員

(責任者)常務理事 TEL:06-6300-2455



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。また、**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所もしくは健保組合にお申し出ください。

## さいごに

健康診断を受診することは、生活習慣病はもとよりがんの早期発見など、ご自身の命を守ることに繋がります。みなさまとご家族のためにも年に1度は必ず健康診断を受けましょう！



## 健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

田辺三菱製薬健康保険組合（以下、「組合」という）と田辺三菱製薬株式会社（以下、「事業者」という）とは、組合が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する人間ドック事業と事業者が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に以下の通り、覚書を取り交わすこととする。

### 第1条 目的

事業者の従業員のうち、組合加入者（以下、「被保険者」という）の中長期的な生活習慣病予防のため、健康診査事後フォロー（以下、「事後フォロー」という）並びに受診勧奨等、組合及び事業者の双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、被保険者のうち生活習慣病のリスク保有者（以下、「リスク保有者」という）に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

### 第2条 共同推進

組合及び事業者は、前条の目的を達成するため、共同で実施する事項を以下の通り定め、別紙の通り各々の事業を推進する。

- (1) 健康診査結果情報の共有による分析および事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨
- (3) 組合及び事業者で協議のうえ、別途合意する生活習慣病予防のための活動

### 第3条 留意事項

1. 組合及び事業者は、利用目的を生活習慣病予防のための事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、各々が実施する健康診査の結果及び前条に定める事業の実施に必要な情報（以下、「機密情報」という）を互いに提供し、共有することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法令や自らの内部規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。  
なお、提供方法、提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。
2. 組合及び事業者は、機密情報を厳に秘密に保持し、第三者に開示又は漏洩しないものとする。
3. 組合及び事業者は、前項に基づき相手方から提供を受けた機密情報を前条に定める事業に携わる自己の役員又は従業員にのみ開示し、使用させるとともに、当該役員又は従業員に、本覚書の規定を順守させるものとする。

#### 第4条 提供の時期及び方法

##### 1. 組合から事業者へ提供する場合

組合は、人間ドック結果データをLSIメディエンス(株)を通じ、事業者の健康診査結果データ取りまとめ、委託機関である日本予防医学協会へ電子媒体で送付する。また、組合は、日本予防医学協会に対して結果データ到着後一か月以内に、(株)イーウェルへ結果データを送付し、(株)イーウェルにてHealth Data Bankシステムに結果データを投入させるものとする。

##### 2. 事業者から組合へ提供する場合

事業者は、日本予防医学協会を通じ、媒体の特性をふまえた紛失、損傷及び個人情報漏えいへの防止策を講じ、40歳未満の被保険者の結果データを取得後速やかに電子媒体にて組合へ提供するものとする。

#### 第5条 管理方法及び廃棄処分

組合及び事業者は、機密情報について秘匿性の高い個人情報である事を認識し、施錠可能なキャビネット等で他の情報と区分の上、厳重に保管する。電子データにて管理する場合は、関係者以外のアクセスを不可とする等の措置を講じ、データが不要となった場合は速やかに個人情報漏えいへの防止策を講じたうえで廃棄処分する。

#### 第6条 トラブル対応

組合及び事業者は、機密情報の紛失もしくは漏洩が発覚した場合又はそのおそれがある場合には、直ちにその旨を相手方に通知し、相手方の指示に従い、被害拡大の防止に努めなければならない。

#### 第7条 費用負担

組合及び事業者は、各々実施する事業にかかる費用を自らで負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

#### 第8条 有効期間

本覚書の有効期間は、2018年4月1日より2019年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに組合及び事業者の双方から解約の申入れのない場合は、更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

#### 第9条 その他

本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈について疑義を生じた事項については、組合及び事業者が誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

組合及び事業者は、本覚書を証とするため、2通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。

2018年4月1日

田辺三菱製薬健康保険組合  
理事長 後藤 啓



田辺三菱製薬株式会社  
代表取締役 三津家 正之



# 共同推進事業の業務フロー(例)

- (1) 健診結果情報の共有による分析および事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

